

第29回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和7年4月10日
場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1 番	多湖 文貴	出	2 番	伊藤 幸子	出	3 番	中村 進也	出
4 番	遠藤 良幸	出	5 番	藤田 一房	出	6 番	松葉 里美	出
8 番	伊藤 和雄	出	9 番	小林 政俊	出	10 番	岡田 康平	出
11 番	中村 正治	出	12 番	近藤 秀樹	出	13 番	片岡 節男	出
14 番	樋口 久義	出	15 番	伊藤 治義	出			

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 9 時 40 分

1 開会の辞 事務局長(小高秀之)

委員会開会に先立ちまして、4月の人事異動に伴います、新しい農林商工部をご紹介します。部長から自己紹介をお願いします。

農林商工部長(宮木崇年)

おはようございます。日頃は、農業振興等にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。4月から農林商工部長を拝命いたしました宮木崇年です。よろしくお願いいたします。

獣害対策課長(杉本寅昌)

4月から獣害対策課長を拝命いたしました杉本です。今後ともよろしくお願いいたします。

農業委員会事務局(日下知也)

農業委員会事務局に配属になりました日下です。よろしくお願いいたします。

事務局長(小高秀之)

以上で紹介を終わらせていただきます。
それでは、第29回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第29回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)

いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

4 議事日程 (日程第1)	議長	只今の出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、第29回いなべ市農業委員会を開会いたします。 それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、6番議席松葉里美委員と、9番議席小林正俊委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いします。
(日程第2)	議長	それでは、報告第53号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
	事務局	日程第2 報告第53号 農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分) 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和7年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。 今回の案件は、1件、1筆、面積870㎡であることを報告します。
	議長	報告第53号については、合意解約による通知を受けたものです。報告事項について質問等がありましたらお願いします。質問がなければ次に進みます。
(日程第3)	議長	それでは、議案第168号「いなべ市農地利用最適化推進委員辞任について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第3 報告第168号

	いなべ市農地利用最適化推進委員辞任について 次のとおり、農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により同意を求める。令和 7 年 4 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 2 月 25 日付けて大安町石樽南の水谷昭典推進委員から一身上の都合により、推進委員を辞任したいとの届けが提出されたことを受け、同意を求めるものです。 農業委員会等に関する法律第 23 条に「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て、辞任することができる」と定められています。 辞任理由としては、体調不良により農業委員会活動に支障が生じるためです。 議長 事務局の説明は終わりました。 何か質問や意見等がありますか。 特に無いようですので、議案第 168 号「いなべ市農地利用最適化推進委員の辞任について」原案どおり同意することといたします。 議長 続きまして、日程第 4 議案第 169 号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」を議題といたします。 事務局 事務局の説明を求めます。 議長 日程第 4 議案第 169 号 農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について 次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 3 項の規定により、促進計画が提出されたので意見を求める。令和 7 年 4 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 中間管理機構が農用地利用集積計画を定めるときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項により、農業委員会の意
--	---

	見を求めることとなっております。 通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。 議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。 中間管理機構分が、393 筆、総面積 567,147.00 m²であることを報告します。 議長 事務局の説明は終わりました。 本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定について意見を求めるものです。すべて公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定となっております。 内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。 特に無いようですので、議案第 169 号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」につきまして採決いたします。 本議案につきましては、6 名の委員の案件が含まれています。 農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により当事者は議事に参与できませんので、該当委員 6 名を除いて採決を行います。 本計画について、設定するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。
(日程第 5)	議長 続きまして、議案第 170 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 事務局 日程第 5 議案第 170 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので議

決を求める。令和7年4月10日提出 いなべ市農業委員会会長
伊藤 和雄

今回の3条所有権移転の申請は、6件、9筆、面積4,426㎡です。

<76番案件>の申請地は、北勢町東村地内の畑です。

譲受人である北勢町東村の[]が、北勢町東村の[]が所有する議案書に記載の2筆、573㎡を売買により譲り受ける申請です。

<77番案件>の申請地は、北勢町治田外面の田畑です。

北勢町別名の[]が、愛知県犬山市の[]が所有する議案書に記載の2筆、1,728㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<78番案件>の申請地は北勢町川原地内の畑です。

譲受人である北勢町川原の[]が北勢町川原の[]が所有する議案書に記載の1筆、122㎡を売買により譲り受ける申請です。

<79番案件>の申請地は、大安町門前地内の田です。

譲受人である大安町門前の[]が、名古屋市の[]が所有する議案書に記載の2筆、1,726㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<80番案件>の申請地は大安町高柳地内の畑です。

譲受人である大安町高柳の[]が大安町高柳の[]が所有する議案書に記載の1筆、56㎡を交換により譲り受ける申請です。

<81番案件>の申請地は大安町石樽南地内の畑です。

譲受人である大安町石樽南の[]が大安町石樽南の[]が所有する議案書に記載の1筆、221㎡を売買により譲り受ける申請です。

以上所有権6件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

何か質問はありますか。

特に無いようですので、採決に入ります。

(日程第 6) (日程第 7) 議長 事務局	議案第 170 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。 続きまして、議案第 171 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 172 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。 日程第 6 議案第 171 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 7 年 4 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は、4 件、5 筆で 5,838 ㎡です。 ＜85 番案件＞の申請地は北勢町下平地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。 転用計画としては、福岡市の [] が北勢町下平の [] が所有する議案書に記載の 2 筆、1,070 ㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。 取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。 ＜86 番案件＞の申請地は、大安町石樽南地内の田です。農地区分は、2 種農地です。 転用計画としては、四日市市の [] が川越町の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、614 ㎡を 2 棟の建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地造成は盛土を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。 取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、既設の道路側溝へ放流します。
---	---

＜87 番案件＞の申請地は、大安町門前地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、名古屋市の [] が四日市市の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、1,306 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

＜88 番案件＞の申請地は、藤原町上之山田地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、名古屋市の [] が藤原町上相場の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、2,848 m²を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

続きまして、日程第 7 議案第 172 号

農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。 令和 7 年 4 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1 件、2 筆で、454 m²です。

＜26 番案件＞の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、菰野町の [] が大安町石樽南の [] が所有する議案書に記載の 2 筆、454 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、既設の道路側溝へ放流します。

以上 5 条所有権移転 4 件、使用貸借権設定 1 件の計 5 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

(日程第 8)	議長	事務局の説明は終わりました。 これらの案件につきまして、4 月 3 日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。
	現地調査委員	議案第 171 号「農地法第 5 条の規定による農地の所有権移転許可申請について」4 件、議案第 172 号「農地法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」1 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
	議長	ありがとうございました。 これらの議案について、何か質問はありますか。 特に無いようですので、議案第 171 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。 続いて、議案第 172 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。
	議長	続きまして、議案第 173 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第 8 議案第 173 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 7 年 4 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

議長	今回の申請は 8 件、14 筆、3,371 m²です。 <54 番案件>の申請地は、員弁町上笠田地内の台帳地目、畑です。 願出者は鈴鹿市の■■■■で、昭和 50 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 <55 番案件>申請地は、藤原町大貝戸地内の台帳地目、畑です。 願出者は藤原町大貝戸の■■■■で、昭和 50 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 <56 番案件>申請地は、員弁町大泉新田地内の台帳地目、田です。 願出者は員弁町大泉新田の■■■■で、昭和 51 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 <57 番案件>申請地は、北勢町川原地内の台帳地目、田畑です。 願出者は北勢町川原の■■■■で、平成 16 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 <58 番案件>申請地は、藤原町坂本地内の台帳地目、田です。 願出者は桑名市の■■■■で、昭和 60 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 <59 番案件>申請地は、大安町高柳地内の台帳地目、畑です。 願出者は大安町高柳の■■■■で、平成 2 年頃から宅地に転用し、現在に至っております。 <60 番案件>申請地は、藤原町上之山田地内の台帳地目、田です。 願出者は名古屋市の■■■■で、平成 13 年以前から山林に転用し、現在に至っております。 <61 番案件>申請地は、員弁町大泉地内の台帳地目、田畑です。 願出者は員弁町大泉の■■■■で、昭和 42 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 以上 8 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明は終わりました。 非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。
-----------	---

		何か質問はありますか。
		特に無いようですので、議案第173号「非農地証明願承認について」を採決いたします。本議案につきましては、1名の委員の案件が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条第1項により当事者は議事に参与できませんので、該当委員1名を除いて採決を行います。
		願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。
		全委員挙手であります。
		よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。
5	その他	議長
		議事については、以上です。その他に入ります。
		委員さんから何かありますか。
		事務局から何かありますか。
		事務局
		次回は、5月2日午前9時から現地調査、2番議席伊藤幸子委員と3番議席中村進也委員は出席をお願いします。
		次回委員会は、5月9日です。場所は、行政棟2階庁議室となります。よろしくお願いします。
6	閉会の宣言	議長
		それでは、これをもちまして第29回いなべ市農業委員会を終了します。
		ありがとうございました。
【午前9時40分閉会】		

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者
